

II 自主防災組織の設立・運営

1 自主防災組織の設立方法

防災に対する気運の高まり（町内会・自治会役員や地域住民からの声、市の出前講座、市民防災センターの視察など）があったら、はじめは関係者で相談をはじめ、徐々に町内会・自治会全体の取組みに発展させていきましょう。

（1）自主防災組織の設立手順【例】

自主防災組織を設立する手順として、以下の例のように、先に役員会などで体制や活動内容を協議し、町内会の総会で議決を得る方法（役員会先行型）や、町内会の総会で設立の決議を得た後に、役員会などで体制や活動内容を決定する方法（総会先行型）などがあげられます。

① 役員会での話し合い

町内会の役員会で自主防災組織の設立に向けた話し合いを行う。

② 防災対策課や防災センターへの相談

自主防災組織の設立や活動などについて、お気軽にご相談ください。

③ 市職員などによる出前講座

必要に応じて、市職員などが町内会・自治会へ伺い自主防災について説明させていただきます。

④ 役員会における設立に向けた方針の決定

⑤ 市職員などによる出前講座

組織体制、活動内容、避難所などの検討
防災対策課では規約や防災計画の例（P20～29）を準備しております。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

⑥ 町内会総会での決議

⑦ 市へ設立届の提出（届出書P30参照）

2 規約の作成

自主防災組織の体制を明確にするために「規約」を作成しましょう。

町内会・自治会との関係など、地域の実情にあわせ、組織の目的、事業内容、役員、総会など組織の基本事項を定めましょう。

(1) 規約【例】

資料P20～24に「自主防災会規約【例】」を掲載しておりますのでご活用ください。

(2) 自主防災組織の体制【例】

自主防災組織の体制づくりには、町内会・自治会との関係が重要になります。地域に事情に応じた体制を検討しましょう。

ここでは、町内会・自治会を基本とした4つのタイプを紹介します。

ア 重複型

町内会・自治会役員が自主防災組織の役員を兼務するタイプです。

市内の自主防災組織に最も多いタイプで、体制づくりが容易で住民にも分かりやすいことが特徴です。

イ 下部組織型

町内会・自治会の中に「防災部」を設置するタイプです。

組織づくりが容易で専門性が高まることが特徴です。

ウ 別組織型

町内会・自治会とは別組織として、自主防災組織を設立するタイプです。

町内会・自治会役員に負担が集中することを軽減できることが特徴です。

エ 合併型

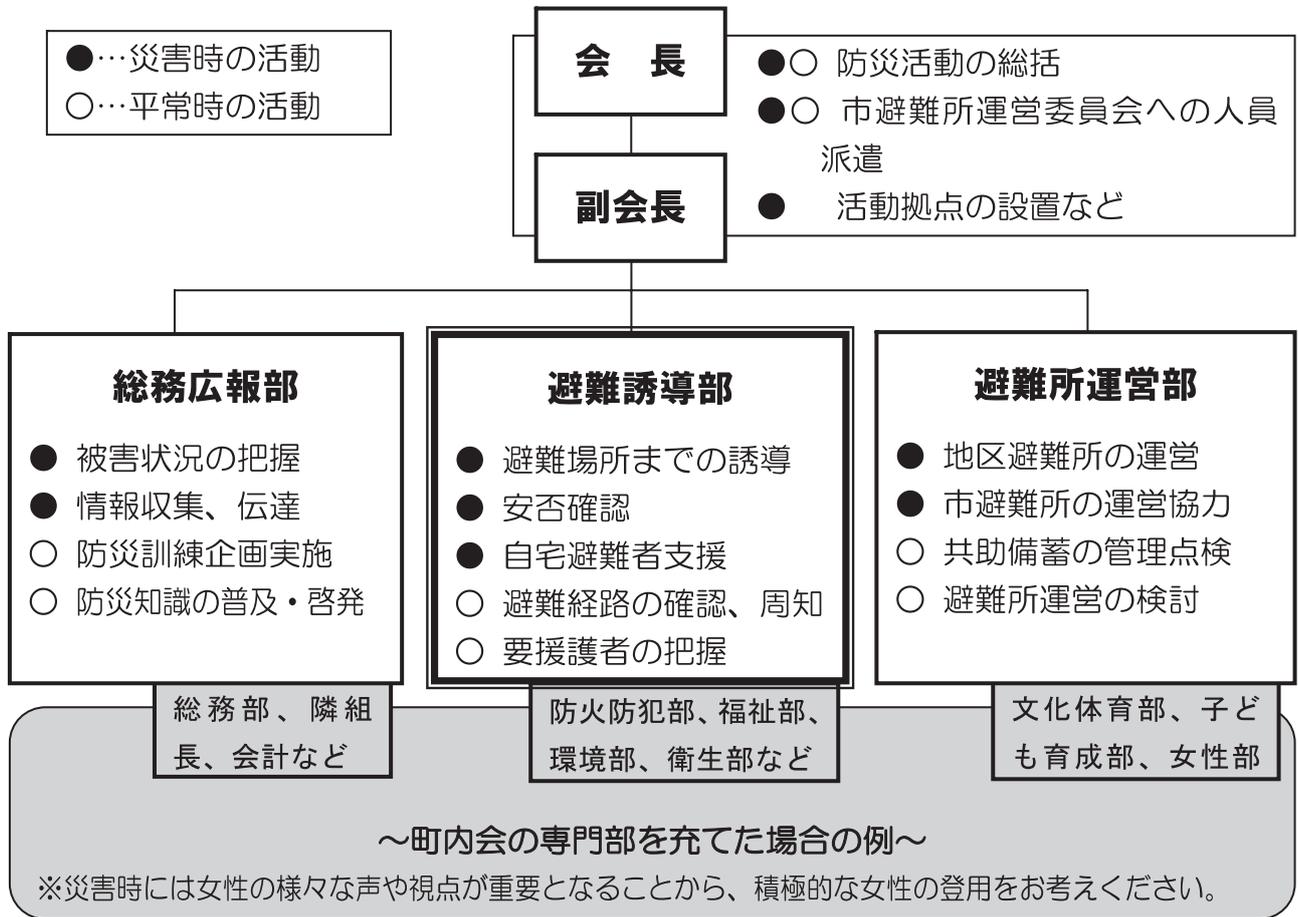
複数の町内会・自治会が共同で自主防災組織を設立するタイプです。

町内会・自治会役員に負担が集中することを軽減できますが、組織体系が複雑化する傾向があります。

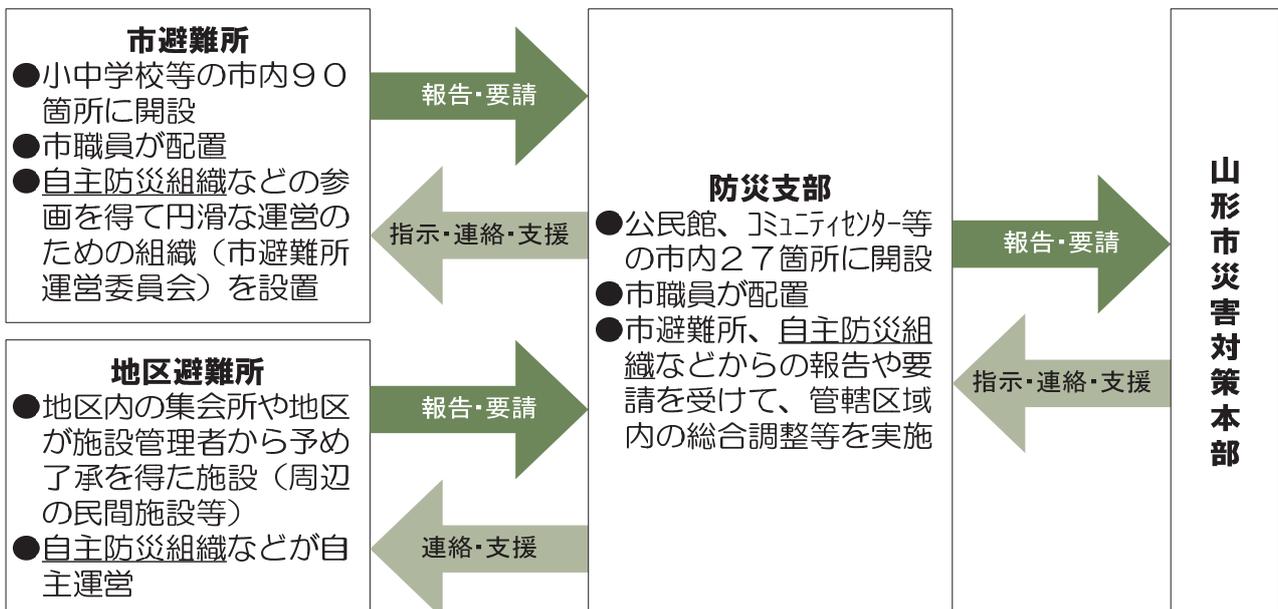


(2) 自主防災組織の構成【例】

まずは、命を守る「避難誘導部」の設置を優先的にご検討ください。また、地域の事情や活動に応じて「総務広報部」「避難所運営部」などの設置をご検討ください。上記の例以外にも、防火部、救出救護部、給食給水部などがあります。



(参考) 山形市の防災体制の概要（市避難所、地区避難所の位置づけ）と自主防災組織の関わり



3 防災計画の作成

自主防災組織の活動を明確にするために、「防災計画」を作成しましょう。

役割分担や活動内容を明確にすることで、いざいざときの対応を迅速かつ的確に行うとともに、日頃から防災計画の内容に沿った訓練や啓発活動を実行することができます。

また、災害の種類に応じた避難場所や避難所（下記表 A）、避難経路などを表した防災マップなどを盛り込むことで、災害時の避難活動に役立てることができます。

加えて、自主防災組織の活動に必要な資器材（共助備蓄物資）を明記（下記表 B）することで、より活動が具体化し、適切な維持管理が推進されます。

防災計画に基づいた活動を積み重ね、その結果を踏まえ改善し、継続していくことで確実に地域の防災力は向上していきます。

（1）防災計画【例】

資料 P25～29 に「防災計画【例】」を掲載しておりますのでご活用ください。

（2）避難場所や共助備蓄物資

表 A 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所(屋外)	地区避難所(屋内)	市避難所(屋内)
地震	△△△△公園 →	□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
風水害		□□□□集会所 →	〇〇〇小学校
土砂災害			〇〇〇中学校

※地区での話し合いや、防災まち歩きなどを通じて避難経路を明記した防災マップや避難経路図を作成しましょう。

地区避難所・・・前ページ山形市の防災体制の概要をご参照ください。

表 B 共助備蓄物資リスト

共助備蓄の区分	内容
避難誘導や避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー、その他
地区避難所運営に必要な物資	発電機一式、投光器、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ、その他

4 設立後の活動支援

山形市では、自主防災組織設立時の相談に加え、設立後における活動支援を行っております。各種の支援を有効に活用し、地区住民の防災意識の向上や自主防災組織の活動の充実を図りましょう。

(1) 共助備蓄物資整備補助

自主防災組織による避難誘導や地区避難所運営に必要な資器材（共助備蓄物資）を購入する場合における補助制度を設けております。（詳細は次項をご参照ください。）

(2) 自主防災組織活動マニュアル

平常時の自主防災組織の活動、災害時の自主防災組織の活動、活動事例などを取りまとめた「自主防災組織活動マニュアル」を提供しております。

(3) 市民防災センター

市民防災センターでは、地震や初期消火、応急手当などの各種体験のほか、自主防災組織の活動に関する情報提供や助言を行っております。

(4) 消防署員による訓練指導

各自主防災組織が初期消火訓練や応急手当訓練を実施する場合、必用に応じて消防署員が出向き訓練指導を行っております。なお、訓練の申込みは防災対策課で受け付けておりますのでお問い合わせください。（申込書P36参照）

(5) 市職員による出前講座

各自主防災組織が防災研修会などを開催する場合、必用に応じて市職員が出向き防災に関する出前講座を行っております。（申込書P37参照）

(6) 山形市総合防災訓練やリーダー研修等へのご案内

山形市が実施する総合防災訓練への参観や、山形県が開催するリーダー研修などへの参加案内を行っております。

5 自主防災組織に係る資器材（共助備蓄物資）の準備

自主防災組織による防災活動を実施するため、活動の内容に応じた各種資器材が必要となってきます。そのため、市では、自主防災組織が防災計画で定めている避難誘導や地区避難所運営に必要となる資器材（共助備蓄物資）を購入する場合における補助制度を設けております。（申請様式P31～35参照）

（1）共助備蓄物資整備補助制度の概要

手続き窓口	受付窓口	市役所5階 防災対策課窓口
	相談窓口	市役所5階 防災対策課窓口、市民防災センター
補助対象となる共助備蓄物資	①避難誘導または避難場所に必要となる物資	役員用ベスト、拡声器、誘導灯、担架、リヤカー、トランシーバー、この他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
	②地区避難所運営に必要となる物資	発電機一式、投光器、毛布、カセットガスコンロ、石油ストーブ、この他これらに準ずるものとして市長が認めるもの
補助金の額	災害時の避難所を「市避難所」とする場合	<p>■対象となる物資</p> <p>□避難誘導または避難場所に必要となる物資…①</p> <p>補助金の額【限度額：200,000円】</p> <p>10万円以下の場合：購入に要した額</p> <p>10万円を超える場合：10万円と10万円を超える額に2分の1を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>（例）購入金額200,000円の場合 $100,000円 + (200,000円 - 100,000円) \times 1/2 = 150,000円$</p>
	災害時の避難所を「自主防災組織で運営する地区避難所」とする場合	<p>■対象となる物資</p> <p>□避難誘導または避難場所に必要となる物資…①</p> <p>□地区避難所運営に必要となる物資…②</p> <p>補助金の額【限度額：300,000円】</p> <p>当該購入に要した経費</p> <p>※原則、補助は自主防災組織設立後1回限りとなります。</p> <p>※平成23年度まで補助金を受けた自主防災組織が①、②についての物資の補助を受ける場合は限度額300,000円からすでに受けた補助金を引いた残りの額が、補助限度額となります。</p> <p>（例）平成22年に200,000円の補助を受け、この度、避難誘導物資を購入の場合 $300,000円 - 200,000円 = 100,000円$ よって、補助限度額100,000円となります。</p>

参考）自助備蓄：災害発生から3日間程度の生活に必要な物資を備蓄すること。
 共助備蓄：住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資を備蓄すること。
 公助備蓄：自助及び共助備蓄が困難なものを市が公助により備蓄すること。